

J・A・クルック『ローマ世界における法的弁護』（大浜）

J・A・クルック『ローマ世界における法的弁護』

Crook, J. A., *Legal Advocacy in the Roman World*, Ithaca : Cornell Univ. Pr., 1995, vi+225p.

大 浜 恵

J. A. Crook はイギリスを代表するローマ法制史家の一人である。彼は旧著 *Law and Life of Rome*, 1961 に代表される如く、法制度それ自体に限定するのではなく、法の規定に影響を持ったローマの社会的経済的現実にまで幅広く目を向けることによって、社会的な文脈の中で法を扱おうとしてきた。本書はその Crook が、こうしたローマ法をより広い社会的文脈の中で捉えるという関心の延長の上に、ギリシアの伝統をも含むローマ法が、法廷でどのように実践されていたかを検討しようとする意欲的な研究書である。彼はローマ法研究者が見る、細分化された自律的な法が法の専門家によって作られていくという法学的な側面ではなく、法廷の出席者全員が議論に参加し、法を作り上げていくという社会的な側面に着目する。その際法廷での議論を導く役目を果たした弁護人を取り上げ、従来軽んじら

れてきた弁護の機能を重視する。ローマ法は今までわが国のローマ史家には、高度に専門化された近寄りがたい法律学的分野と見なされがちであったが、本書は法が実際にはローマ帝国の市民の社会に密接であったことを想起させ、歴史学とローマ法学の架け橋の役目を果たしてくれるものである。

構成は以下のようになっている。

序文

第一章 弁護の機能

第二章 ギリシア—ローマの問題

第三章 パピルスにおける弁護

第四章 伝統的な史料における弁護

第五章 歴史的経過

第一章では、現代の弁護との比較、修辭学研究の動向など研究史が扱われる。第二章では、ローマの弁護を論じる前提としてギリシアとローマの比較等からその伝統、特徴をあらかじめ示そうという試みがなされる。第三章では第二章で指摘された特徴を例証し、さらに第四章、第五章での弁護についてのさらに立ち入った考察の予備的作業として、今まであまり用いられてこなかったエジプトのパピルス史料に現れる法廷の実践が入念に検討される。

Crookがエジプトの史料をローマ法の運用の実践を示す史料として用いると考えた理由は、エジプトのローマ属州としての性質、特に司法のトップがローマの長官であった点や、パピルスに現れる法廷が多くは他の属州と同様に行政訴訟を扱うものである点、さらに弁護人の訓練がローマと同じヘレニズムの伝統に属している点等にある。これらのことから、エジプトの属州社会における法廷での実践は、ローマ法秩序の下における弁護の実態を一層豊かに描きだしてくれるものであることが強調される。

第四章では従来使われてきた伝統史料に見られる弁護が再検討され、第五章では最終的に前章までの論を踏まえ、弁護の法秩序内での役割が通説とは異なる筆者独自の理解によって示される。

尚、この紹介では、各章や章中の節の名は本書からその

まま訳すことを原則としたが、レトリカルで判りにくいものもあるため、本書の流れにそって適宜紹介者によって意訳されている。

第一章 弁護の機能

本章では、(1) 弁護と法秩序、(2) 現代の修辭に対する議論という観点から研究史が紹介される。

まず(1)では法秩序内で果たされる一般的な弁護の機能が示される。従来弁護の機能については、それがどのようなシステムに付随するものか、当事者制か審問制か、あるいは民主主義的 (Democratic) か全体主義的 (totalitarian) か、という見地から論じられてきた。しかしCrookはこれらの議論から離れるよう促し、弁護を介した法廷の特徴を以下のように示す。すなわち、ここでは判決に訴訟関係者の事件に関する見解がそのまま反映されるとは限らず、弁護人の議論がそれを左右していたのである、と。

(2) では弁護における修辭の役割を明らかにするため、①修辭による立証、②法哲学による修辭への評価、③今日の法廷弁護、という三つの観点から予備的考察が行われ、最後にそれらを踏まえて④弁護を扱う重要性が示される。

①立証で果たす修辭の役割は、最近の古代ローマの弁護

人に関する研究では否定的に見られがちであり、その公開性、素人の裁判官、弁護の政治とのかわりから、立証の方法としては不適當であったとする見方が一般的である。

しかし、Croomは現代の修辭一般の研究者たる Dalman や Giulianiらの側に立ち、修辭が訴訟手続きのなかで「精神的な確信」を打ち立てる役割を果たしたと評価する。

②Croomは修辭に関わる哲学の流れのなかで自らの見解と重なるものが幾つかあるとする。一つは修辭を見直す「新しい修辭学」の流れで、特に法の議論と修辭の関係についての考察である。これは法理論が法律内のみ議論に自らを限定しえないものと捉え、決定を行う際の修辭の果たす役割を高く評価しようとするものである。もう一つは次に現れた「批判的法研究」の論争である。これは文学研究から発生した脱構築 (deconstruction) の観点からのものであり、法的な真実と言つものではなく、そこには議論しか存在しないという立場を取る。そのうち J.B.White の「規定力のある修辭」という観念は Croom の法に対する考え方を代弁するものである。前者は説得の対象を作りだす説得の技術として法を捉え、そこには参加者により絶えず更新される議論の文化が存在すると主張する。

③次に今日の法廷弁護と古代ローマのそれとを比較する。現代イギリスの法廷では、高級弁護士が法学に関する議論

に集中し、弁護の修辭的側面は刑事訴訟に制限されている印象を受ける。これが古代ローマ法廷のたどった道に類似していると一般的に言われているが、Croomはこれに反論する立場にあることをここで明確にする。④以上の修辭の再評価や法の社会的側面への着目といった今日の研究動向から、ローマにおける弁護を検討する必要性を強調し、第二章以下具体的にローマの弁護の検討に入る。

第二章 ギリシア—ローマの問題

本章ではギリシアとの比較を用いてローマの弁護の特徴が第三章以下の分析の前提として示される。

(1)比較・アテネとヘレニズム世界における弁護——アテネの法廷弁護は代弁者を持たず、自ら弁護することを原則としていた。後にそれを助ける役割として、*syngoria* (共に話すもの)の制度が発達し、ギリシアでの弁護の規範となっていた。また、アテネ以外の地域でも古代、ヘレニズム時代のギリシア語圏では、友人あるいは有志が証言や弁護で当事者を助ける *syngoria* が一般的に見られることが判る (Cicero, *pro. Mur.* 4)。ローマでは、弁護の起源がパトローヌスとしての義務にある等、ギリシアとの相違も見られる一方で、ローマがギリシアを支配下においた

時点では法廷弁護の伝統は非常によく似たものとなっていた (*UPZ 1161*)。両者の大きな共通点は、訴訟が当時者制で機能しており、最高の演出が要求されたことである。

(2) ローマにおける二つの法的職業——現代の研究書には古代ローマと現代の弁護人の混同、弁護人と法律学者の概念の混乱が見られる。ここではそれらの混乱の一扫が目的となる。アテネでは法の専門家を持たなかったのに対し、ローマでは初期の段階からその存在が見られる。この段階では法律学者も弁護を行っていたが、キケロー時代には(一時的に) 弁護人と法律学者が分離した (*Cicero, de or. 1198, 253. Ovidius, am. 113, 19*)。しかしこの区別は絶対的なものではない。両者それぞれの公的私的義務、共同体内での身分(肩書が高い地位を与えるわけではなかった)を見ても区別されうべき特徴を見いだせない。また後述の如く(第四章、第五章) 両者とも今日的な意味での職業には当てはまらないことから両者の領域は明確にできない。

こうした法律学者、弁護人の職業的な領域の不明瞭さを念頭に置き、しかも用語によって現代のシステムを重ね見る危険性を前もって排除した上で、便宜上有用なこの二つの用語を本書で用いるなら、キケロー時代の(一時的)分離を踏まえた両者の発展の経過は以下のようになる。すなわち共和政時代には二つの職業は身分的優位者の無償の義

務であり、殆ど同じ人々に担われていたが、両者を分かつ法的職業の根本的变化が帝政前期に生じ、それ以降維持された。両者は官僚的な専門家気質に傾き、ついには役割が再び合体し、ドミティアヌス帝時代(一世紀後半)までに現代の基準を満たす職業を形成するに至る。ここで示された歴史的推移は第五章でさらに詳しく論じられる。

(3) 弁護の範囲——以上の弁護の概観から実際の分析に移る前提として、弁護の範囲が再検討される。

実体法の研究者が示す法秩序内での弁護の範囲は余りにも狭い。ここではローマ法はより広範囲に捉えられるべきである。共和政期には刑事訴訟が弁護の場であった。しかしのちにその場は拡大していく。幅広い訴訟の分野で随所に弁護のかかわりが見られるようになる。特に従来研究が余りなされてこなかった行政訴訟、すなわち、都市間訴訟、公共建築や公共財産に関する訴訟などには弁護が頻繁に介在していたことが判る。又、私法としては国庫に関する訴訟(中央のみでなく個々の属州においても)に弁護人の関与が見られる。さらに *Digesta* や *セウエールス* 帝の告示には、私法、行政法、宗教法、都市法、財政法などの混同が見られ、パピルスからはこれらのすべての領域に弁護人の関与が認められる。以上の分析から、弁護がローマ法秩序内において非常に広範囲に渡って機能していたと言える。

実体法の研究者は法廷の手続き上の基準から法か法でないかの境界線を引くが、法の実際、法の社会全体の中での位置づけとなるとこれを受容れることはできない。なぜなら通常訴訟手続きが衰え、特別訴訟手続きにとつて代わられた時、審判人が皇帝の代理人たる官吏になった為、法と行政と政治の間の境界が維持されなくなったからであり、又実際にその混同が見られることは前述のとおりである。

第三章 パピルスにおける弁護

本章では、弁護の実践を窺い知ることの出来る八五のパピルスを用いて、その実態を例証しつつ第四章以下で検討されるべき問題が予備的に提示される。パピルスはほとんどがギリシア語で記され、通訳の存在から実際の訴訟手続きもギリシア語で行われていたことが判る。弁護人はたいして *rhetor* と呼ばれるが、*ho synegoros* などと呼ばれることもあった。

訴訟の舞台のエジプトは手続きが全て特別訴訟手続きであり、審判人は郡 (*nomos*) の長官 *stratagos* かその上官 *epistatagos* であった。訴訟は陳情で始まることが多く、続いて長官による質問、証人の尋問、長官の顧問団 *concilium* への相談が行われる。途中で弁護人や審判人に

よる中断も見られ、時には非公式な一般的議論に発展した。パピルスに反映された社会はギリシアーエジプトの中流階層である。パピルスが何のために書かれたかは明確に出来ないが、当事者や弁護人が、それぞれ草稿や記録として詳細に書き留めたものであることを疑う理由はない。

八五のパピルスは明らかに弁護人の介在が認められる訴訟で、断片などは除いてある。それらに現れる訴訟内容は多様であり〔課税への異議申し立てや、公文書の保管問題、村の権利や村同士の紛争問題、暴行や襲撃の訴えや、さらに私法の性質のもの（捨て子、後見、結婚、遺言他）など〕、そこから弁護が関わる範囲の広さが窺われる。また年代的な幅からは（一世紀から四世紀までと従来使われてきた史料より時代の幅が広い）弁護の時代的な変遷をたどることができる。

訴訟における弁護人の機能を明らかにするために注目されるのは次のような特徴である。すなわち①弁護人が一人の依頼人に対し複数見られる場合が多いこと、②複数か否かは当事者の財産、手続きのタイプ、法廷のランクには関連していないこと、③弁護人が参加しているときでも依頼人が出席し、自ら議論も行っていること、等。おそらく複数の弁護人の機能や分担の基準を明らかにすることは弁護の意味を解く鍵となるであろう。その他に修辭の役割、法

廷の雰囲気などといった観点も同様の重要性を持つ。

まず複数の弁護人の機能については主に *P. Mich. inv. no. 148* (AD. 146) と *P. Tebt. 287* (160s. AD) から弁護人のうち先例を引用することに従事する者と *narratio* (おそらく訴訟の摘要書) を与える者などが認められる。ここから分担がおそらく専門的な役割によるもので、リーダーと年少者の組み合わせであったと推測できる。

次に修辞の機能については *P. Flor. 61* (AD. 85), *P. Oxy. 472* (AD. 130), *SB. 7758* (AD. 173) 他の弁護人演説の随所に策略や修辞の技巧が見いだされる。これは修辞が訴訟に勝つための戦略として有効に機能し、また弁護人に求められたものが勝訴のための説得の技術であったことを示すものである。また *P. Stras. 5* (AD. 262), *P. Mert. 26* (AD. 274), *P. Thead. 15* (AD. 280-1) からは感情的な修辞が三世紀の弁護の常套手段であった事が明らかにされる。

法廷の雰囲気を示すものとしては *P. Flor. 61* (AD. 85), *SB. 7696* (AD. 250) 等が挙げられる。これらから当事者、弁護人、審判人の絶え間ない騒々しいやり取り(皮肉、すすり泣き、罵り)を窺い知ることが出来る。

また *P. RyI. 653* (AD. 321), *P. Col. VII. 175* (AD. 339) からは帝政後期における弁護人の存続が確認できる。

ここで示された複数の弁護人の機能的な特徴や役割分担

についての先の仮説は、次章の前半(1)で他の史料によって証明される。また修辞の機能や法廷の雰囲気は、弁護人に求められた資質や弁護人の役割との関連で、次章の後半(2)でさらに立ち入って検討される。また弁護人の四世紀に至る存続は通説を否定するものとして第五章で扱われる。

ところで、本章の末尾に補論として陳情書と *narratio* が、説得の技術として修辞の果たした役割という観点から取り扱われる。陳情書と *narratio* は弁護人演説と類似した要素を多く持ち、弁護人がこれらの作成も行ったのか否かという問題を提起する。

陳情書はパピルスに見られる訴訟の始めに読み上げられることの多かったものである。一方 *narratio* は頭文字 N のマークで識別され、訴訟の摘要書と考えられているが、誰が何のために使った文書であったかについては諸説入り乱れている。Crook は陳情書に見られる修辞の、弁護人演説におけるそれとの類似性、*narratio* の職業的起草の要素や形式上の特徴(弁護人が暗記のため用いたと思われるメモのスペースがあるなど)から、弁護人のために書かれたものであるのみならず、弁護人自身が作成したものと推測する。さらにこのことを本章の仮説に当てはめ、*narratio* は経験者の弁護人から若いパートナーに引き渡されたものであったと考える。陳情書と *narratio* に見られる修辞的技巧

は修辭が説得のための必要不可欠な要素であったことを示すものである。

第四章 伝統的な史料における弁護

本章では前章の分析をうけ、伝統的な（文献）史料を用いて弁護の機能が明らかにされる。

(1) 依頼人と弁護人による弁護の実践——まず依頼人との関係から弁護の機能が検討されるが、その前提としてローマの弁護がそこにおいて政治と密接なかわりを持ち、保護者としてのパトロヌスの観念が根強く残存していたことが指摘される。

すなわち、一方でローマの弁論は古くは政治的権力獲得へのパスポートであり、また *Seidie* が明らかにした如く、若者に弁論と政治的手腕を伝授するのは引退した政治家の公的義務であった。また他方で、パトロヌスの観念は用語として弁護人に残ったのみならず（通常の弁護人 *advocatus* の代わりに法廷では *patronus* がしばしば使われた）、その心理的關係が依頼人との關係を特徴づけていたのである。

依頼人と弁護人の關係についてみてみれば、まず、訴訟当事者が弁護人を雇うことは一般的である一方、仕事を喜

んで引き受ける弁護人も十分いたことが指摘されうる。訴訟当事者が自分で弁護した例もあることから、必ずしも弁護人を雇うわけではなかったが、それは少数の知識人の場合に限られた。弁護人には身分的には低いが高レベルの弁護を行った者や、反対に身分が高くとも弁護は次元の低いものであった例も見られる（*Juvenalis*, VII 143f; *Cicero, Brut.* 131 他）。弁護人の社会的レベル、弁護の質はさわめて多岐にわたっていたのである。弁護人には通例報酬が支払われていた。その金額は様々で、弁護人の社会的レベルによっても大きく異なっていたが、弁護人ではなく依頼人が金額を定めていた。

また、パピルス史料に見られたような複数の弁護人の存在はローマでも確認される。もともと一人であった弁護人は共和政末期には最高六人に上った（*Cicero, pro Clu.* 199）。その理由としては、名高い弁護人たちが大法廷で役得を分けあうということもあつたろうが、重要なのは職業の専門化である。例えばホルテンシウスとキケローが弁護人として出廷した訴訟では、前者が後者に終わりの演説を託している。この時キケローはまだ駆け出しの弁護人であった（*Cicero, Brut.* 190）。

またある一方の弁護人は決まりきった演説しかせず、その場の論争は比較的未経験でグレイドの低いもう一方の弁

護人に任されている事例もあり (Quintilianus, *Inst.* IV 4 ; ②)、さらにプリーニウスは弁護を引き受ける際に、有望な弟子と共にという条件をつけている (*Ep.* V 4)。これらのことから複数の弁護人は徒弟関係から成り、その役割分担の基準は修辭の熟練度によるものだったと考えられる。

(2) 訴訟手続き——ここでは実際の訴訟における弁護人の役割が、法廷を取り巻く環境、弁護の下準備、的外れな弁護の意味、有罪者の弁護、敗訴といった様々な観点から検討される。訴訟場には民事訴訟と刑事訴訟があるが、前者は古代では軽んじられており、そのため史料として残されているものも少ない。この両者いずれにおいても訴訟手続きの様々な段階で弁護人の介在が認められる。

法廷の環境と弁護の下準備からは弁護人に求められた資質が明らかとなる。すなわち、通常、法廷は屋外またはパシリカで開かれた為、弁護人には精神的スタミナと大声が必要とされたし (第三章参照)、訴訟前には入念な準備、暗記が、訴訟時には機知と当意即妙の答えが要求された。的外れな弁護についてはこれまでギリシアの修辭の教本への盲従からのものと否定的に見られてきたが、Crook は教本が当該の訴訟に合う限りでのみ用いられたにすぎないこと、また的外れな弁護や脱線も一つの説得の技術、策略であり、計画的でないものは軽蔑されたことを指摘する。

弁護人が有罪と認める依頼人の弁護については、クインティリアーヌスが有罪に気づいた時点で訴訟を放棄し、当事者にそれを告げるべきとしているが、一般的には議論で勝つ可能性がある限り、訴訟は継続されたと推測される (*Inst.* XII 1, 34ff. XII 7, 7; *Inst.* III 7, 21 他)。弁護人が敗訴し、しかも弁護人に落ち度が見られる場合、依頼人の弁護人への非難、訴訟再開の要請がしばしばなされたが、再審理が認められることは稀であった (*Codex Justinianus* 2, 9)。

次に再び弁護人と法律学者の区分が問題となる。従来、'Nihil hoc ad ius : ad Ciceronem' (「これは法には関係ない。キケローの仕事だ。」Cicero, *Top.* 51) という、キケローの叔父ガッルスと言葉を根拠として、キケローの仕事＝弁護は法と関係がない、つまり弁護は法ではなく、法の担い手は法律学者のみであったとされてきた。しかしその言葉が発せられた会話の前後関係を注意深く見てみると、事実の問題は法律学者のためのものではない、という意味になることが判る。キケローが親しかった叔父のこの言葉を好んで口にしてのことからも、キケローが自らもその一人である弁護人を侮辱したとは考えられない。

結局、法律学者がある時期に止まってしまった領域から先を引き継いだのは弁護人であり、弁護人は法の知識を他

の歴史や哲学と同じように弁護の仕事に有益な道具の一つと見なした。事実の問題は（広義の）法の文脈において弁護人の領域だったのである。それ故、弁護が法に無関係であるということにはならず、その領域は（狭義の）法の領域を含んで広範囲であったと言える。

最後にキケロー自身が取り上げられる。現代の研究者のあいだでは彼は偉大な知識人であり、典型的な弁護人ではなかったので、キケローの法に関する意見を鵠呑みにできないとされている。しかしそれは正しくない。つまりキケローは法律学的にはなく弁護人の実際的な精神で法をやったり、法を技術に仕上げようとしたのである。彼は法を創造したとは言えないかもしれないが、法を実践していたと言える。

本章の補論では弁護人の用語、訴訟代理人としての弁護人、修辞学校の訓練、クインティリアヌスについて論じられる。用語に関しては従来の研究に欠けていた碑文史料を扱い、日常的な人々のレベルで法と弁護の密接不可分性が明らかにされ、修辞や弁護の根強い伝統が強調される。訴訟代理人としての弁護人に関して、他の代訟人 (cognitores) や委託事務管理人 (procuratores)、訴訟担保人 (vindex)、後見人 (tutores)、保佐人 (curatores) などと異なり、先導者 (instigator, initiator) でもあり

得、訴追の失敗に責任を負ったことが示される。修辞学校の訓練が実際の法秩序内で果たした役割については、修辞の訓練が現実の訴訟と密接に関係していたことが指摘される。(Quintilianus, *Inst.* II, 他)。本書の考察にも随所に用いられているクインティリアヌスに関しては、その史料の価値が改めて評価される。同時代人による評価や彼の実際の弁護から、彼自身の現役の弁護人としての活躍は明らかであり、彼の記述が法廷実践を如実に映し出している事が強調される。

第五章 歴史的経過

本章では前章までの分析を踏まえた上で、弁護と弁護人の歴史的発展が総括され、従来の学説の修正が試みられる。ローマの弁護に対しては一般的に以下のような見解が見られる。すなわち、パトロン関係から生じたローマの弁護はもともと法律学と共に、殆ど同じ社会的上層に担われていた。カトー時代にギリシアから修辞理論が到来し、これにより法律学には最盛期たる法律学のヘレニズム時代もたらされたのに対し、弁護は技巧に専念し、(卑俗な)職業化への道を辿ることとなったというものである。これに対してCookは以下の如く逐一反論する。

まず法の唯一の担い手と考えられてきた法律者について、彼らによって求められた「自律的な科学」が本当に絶対的かつ優れたものであったかという問いから出発する。

法律学者は相続や財産管理など私法の問題に集中し、他の刑法や行政法、属州の訴訟などには注意を払わなかった。つまり彼らは非常に狭い領域にとどまっていたのである。さらに法律学的訓練は教科書的になり、それらは伝統的、教義的なものとなってしまった。

一方弁護士は第四章で明らかにされたとおり、法廷において法の実践者であった。もし法律学者が法において絶対的力を持っていたなら、当時不要になっていった概念(e.g. *mancipi*, *legatum*)をあれこれ論じたりはしなかったであろう。法律学者が法を創造していたとしても、それは実践を伴わないものであり、弁護人の法への密接な関与は否定されうべくもない。

次に弁護が帝政とともに衰退したという見解に対して。この際、Croomが問題としているのは弁護がその当時の社会において、何らかの(積極的)役割を持ち続けていたか否かである。前述のような従来の見解は、帝政によって自由な政治的弁論が圧迫されたということを根拠としている。しかしParksが述べた如く、政治的弁論が制限されたことにより、むしろ自由な弁論が法廷の文脈の上で展開してい

くことになる。たしかに技巧に専念する傾向は見られるが、前章までの修辭の機能を考慮すれば、それが弁護自体の衰退を意味しないことは明らかである。

また弁護人の威信については、まず帝政前期に関してはParksの研究に依拠し、一、二世紀の史料から(Suetonius, *div. Claud.* 15; (Ps.?) Tacitus, *dial.* 7; Plinius, *Ep.* VI 11; Seneca, *controv.* VII 4,6; 他)帝政後期に関しては独自にFronto; Aulus Gellius, *NA* 12, 6; Dio, *LXXI* 6, 1; *Digesta* 28, 4, 3, 8, 9は前章で用いた碑文、パピルス史料から、弁護の繁栄と弁護人の威信の存続が見られることを明らかにする。一般的に言われてきた弁護の衰退は、その当時の書物、特にTacitusに現れた懐古主義的な「職業の衰退」の観念から引き出されたものにすぎない。さらにGauthierのフィロストラトスに関する研究によれば、ギリシア語圏での弁護の繁栄も確認され、弁護の威信が帝政とともに衰えたという根拠はないと結論を下す。

最後に帝政後期(四、六世紀)の法の訓練が実際の法のなかで果たした役割について。法の訓練においては、法律学的議論の精妙さに精通することが益々必要となっていた。しかし、帝政後期の法の実務は関連判例の収集と適用に専念し、皇帝の勅法や勅書を通じて判決の基準を提示す

るものであった。これは第三章で検討したパピルスに見られる弁護人の行為と類似するものであり、帝政後期の法の職業に弁護の要素がなくなったとは言えない。

この時代の法の訓練によって法に関する知的水準が向上したと見なす従来の見解に対しては、Groomは以下のように述べる。法は学問的内容としては教科書的な課目と化し、社会的な役割としては官僚システムの補助物となっていた。これは本書の採用する観点からはむしろ後退とも言うべきものである。

この時代、弁護人も審判人と同様に法律学的訓練を受けており、そのような弁護人団が認められる。弁護も官僚的な法のシステムに付随していったのだがこの事は大きな意味を持つ。弁護人はもともと一般の人々に法をわかりやすく示す役割を果たしていた。しかし弁護が官僚的なものとなった時、人々は法に直接触れ、自ら参加するただ一つの入口を失うこととなったのである。それ故、帝政後期のローマには「絶えず参加者によって作り直されてきた議論の文化（p.196）」が欠けていると言わざるを得ない。

本書全体の結論は以下のようになる。弁護人の存在理由は、訴訟当事者が自分より説得力の優れた人物に訴訟の演出を委ねるところにある。それ故弁護人に求められたものは一般的な法の助言ではなく、当該の訴訟で勝利する技術

であった。弁護人はローマの文化に属し、その中で論証は意志疎通の高度な道具であった。訴訟では結論は決して先立たず、技術で勝利することが可能であり、それを人々が理解し、楽しんだ。訴訟は市民の生活の一部だったのである。弁護人と法律学者が分離した理由は、どちらか一方が法を受け持ったためではなく、前者が後者の知識を人々に理解させる役目を引き受けたことによる。法は法律学者だけのものではなく、法廷の騒がしい議論のなかで繰り広げられていたのである。

近年ローマ史の分野でも社会史的な関心が高まっているが、法に映し出された社会と現実の社会との関係という問題もまた、そのうちの重要問題の一つであろう。従来、法は専門家によって作りだされたものであり、一般社会を反映したものではないという捉え方が強く、法は歴史学者の立場からは考察の対象外とされてきたように思われる。本書は法と市民の社会のつながりを示したという意味で、ローマ法研究のみならず、これからのローマ社会史の研究に新しい方向性を示したものとして高く評価しうるものである。

（立教大学大学院史学専攻博士課程前期）